

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 4 国名：ベトナム 担当：経済基盤開発部  
案件名：フンエン省工業団地労働者の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト詳細計  
画策定調査（都市インフラ設備 / 自然条件調査 / 環境社会配慮）

1 今回契約予定のコンサルタント

都市インフラ設備/自然条件調査/環境社会配慮 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月下旬から2013年9月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間	M / M
都市インフラ設備/自然条件調査/環境社会配慮	4	19	3	10	6	1.62

（国内：0.65M / M、現地：0.97M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：7月10日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |

(2) 業務従事者の経験能力等

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：都市インフラ設備/自然条件調査/環境社会配慮 |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| (ウ) 語学力                       | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 16 |
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：ベトナム/全途上国

類似業務：都市インフラ設備及び自然条件調査及び環境社会配慮に係る各種業務

6 条件

補強は認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

フンエン省はハノイに隣接し、ハノイと北部最大の国際港を有するハイフォンを結ぶ国道5号線が横断する省であり、その地理的優位性を活かした工業団地開発が著しい。ドンナイ省はベトナム国（以下「ベ」国）南東部の経済発展を牽引する省として、早くから工業団地開発を行い、直接投資受入を積極的に進めてきた結果、国内の直接投資受入額の約2割を集める省となっており、我が国企業の進出も多い。他方、工業団地周辺の労働者用住宅の質の低さ、社会インフラの不足が、工業団地における安定的な労働力確保の障害となっており、日越共同イニシャチブ（以下、イニシャチブ）においても議論されているところである。

工業団地の労働者は若くして故郷を離れ、出稼ぎの形で雇用されている。彼らが居住する環境は、1人あたりの住宅面積が不足している、家賃が高いなどの問題があり、また周辺環境に関しても、医療や教育などの公共サービスが不足している、あるいは文化・スポーツのための施設やショッピング、エンターテインメントなどの娯楽も不足しているといった状況にある。このような低条件のため労働者が結婚を機に離職して故郷へ戻るケースが多発し、工業団地の進出企業にとっても、一定のスキルを有する労働者の安定した雇用を確保することが困難となっている。

本案件は、イニシャチブにおいてもこの課題に関するモデルケースとして選出されている、「ベ」国北部のフンエン省における第二タンロン工業団地及び「ベ」国南部のドンナイ省におけるアマタ工業団地、ロテコ工業団地周辺を対象に、工業団地周辺の労働者用住宅、社会インフラに関するまちづくり、区画計画、住居建築基準の検討、それらの計画実行に関する官民双方の負担事項・体制等の計画策定を通じ、二省の外国直接投資受入・工業化を促進するものである。JICAは2010年にイニシャチブにおける活動の一環として基礎情報収集・確認調査「工業団地周辺の居住環境整備調査」を実施済である。本調査はかかるイニシャチブの動きを受けて、事業実現化に向けたフィージビリティ調査（以下F/S）の実施を目的とするものである。なお、本案件は同時期に要請された「フンエン省工業団地労働者

の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト」と「ドンナイ省工業団地労働者の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト」の2案件を統合しているものであり、対象サイトは両省の3か所の工業団地に対応するものとなる。

本調査は、「ベ」国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本案件の事前評価を行うとともに、本格調査の実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方実施機関と本格調査に係るR/D及びM/Mの協議・署名を行うことを目的として実施する。

なお、各工業団地の面積は、第二タンロン、アマタ、ロテコの順に326ha、700ha、200haである。対象地域における第一期の開発における土地利用としては、フンエン省では20ha（住居の他、学校、医療機関などの社会インフラ、商業施設、公園、道路等を含む）、ドンナイ省では12ha（フンエン省と同様のコンポーネントを含む）が見込まれている。それぞれ現在、39,400人、66,000人の労働者を抱えており、うち適切な居住を必要としているのは23,640人、39,600人とされている。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、他の団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る本格調査計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本コンサルタント団員は、他のコンサルタント団員の作業を含めた取りまとめを行うものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[ 都市インフラ設備/自然条件調査/環境社会配慮 ]

### (1) 国内準備期間（7月下旬）

- ア 要請背景・内容を把握し、関連既存資料・情報（要請書・関連報告書等）をレビューする。
- イ 「ベ」国関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ウ 担当分野に係る対処方針（案）、R/D（案）（英文）、M/M（案）（英文）、事業事前評価表（案）を検討する。
- エ 詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等へ参加する。
- オ JICAが本邦にて、対象の工業団地を開発しているもしくは入居している企業へヒアリングを行う際に同席する。

### (2) 第1次現地派遣期間（7月下旬～8月中旬）

- ア 適宜JICAベトナム事務所に対し進捗報告を行う。
- イ 「ベ」国関係機関との協議及び現地踏査へ参加する。現地踏査の候補地は以下のとおり。
  - (ア) 第二タンロン工業団地
  - (イ) ロテコ工業団地
  - (ウ) アマタ工業団地
  - (エ) 上記工業団地周辺の居住環境、インフラ整備状況
  - (オ) 一般的な「ベ」国民及び類似工業団地労働者の居住・労働環境（市営住宅、民間住宅等含む、都市部居住労働者のうち地方出身者の出身地等）
- ウ 担当分野に係る現状を把握するとともに資料・情報を収集する。
  - (ア) 関連法規・法制度等（基準等含む）
  - (イ) 関連セクター（労働、工業団地開発、上下水道、電力、洪水等災害対策、道路、交通等）の開発計画、統計情報等
  - (ウ) 関連セクター（労働、工業団地開発、上下水道、電力、洪水等災害対策、道路、交通等）に係る関連省庁、人民委員会等の所掌範囲、組織同士の連携体制
  - (エ) 対象地域の自然条件
  - (オ) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得等に係る制度概要の調査（住民合意形成プロセス、環境影響評価（EIA）、情報公開、ステークホルダー協議の概要を含む）
  - (カ) 本格調査実施時の環境・社会への負荷範囲、程度の検討に係る調査
  - (キ) 本格調査で必要な環境社会配慮事項及び実施手法の検討に係る調査
  - (ク) 他ドナー・援助機関の支援動向
  - (ケ) 工業団地入居企業の意向

### (3) 国内作業期間（8月下旬）

- ア 進捗報告書を作成・提出し、進捗状況についてJICA本部担当部へ報告する。
- イ 第1次現地派遣期間中に得られた情報を基に、本格調査を実施する上での前提条件を整理する。
- ウ 必要に応じ、担当分野に係る対処方針（案）、R/D（案）（英文）、M/M（案）（英文）、事業事前評価表（案）を再検討する。
- エ 詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等へ参加する。

### (4) 第2次現地派遣期間（9月上旬～9月中旬）

- ア 「ベ」国関係機関との協議（R/D協議を含む）及び現地踏査へ参加する。
- イ 予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮のTerm of Reference（TOR）案を作成する。
- ウ 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成に協力する。
- エ 担当分野に係る本格調査の内容を検討する（実施手法及び規模）。
- オ 担当分野に係る本格調査での現地再委託のTORを検討するとともにローカルコンサルタントに関する情報を収集する（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価実績等）。
- カ 「ベ」国において法令上F/Sレベルに求められる図面の種類や精度及び準拠基準等につき確認する。
- キ 担当分野に係る現地調査結果をJICAベトナム事務所等へ報告する。

### (5) 帰国後整理期間（9月中旬）

- ア 収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- イ 事業事前評価表(案)の作成へ協力する。
- ウ 帰国報告会、社内打合せへ参加するとともに担当分野に係る結果報告を行う。
- エ 担当分野に関する本格調査への提言(実施手法、規模、留意点等)を含む詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに全体の取りまとめへ協力する。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)とする。

- (1) 業務計画書  
和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAベトナム事務所)
- (2) 詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)  
和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAベトナム事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

## 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点  
航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)
- (2) プロポーザル提案事項  
業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料  
本件に係る資料・基礎情報収集・確認調査「工業団地周辺の居住環境整備調査」(2010年)は、JICA図書館のWEBページにて閲覧できます。  
また、JICAにて作成している「ベ」国の「環境社会配慮プロファイル」、「カテゴリB案件報告書執筆要領」は、JICA経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第二課(電話03-5226-8143)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他

## ア 調査団構成

- (ア) 総括/都市開発(JICA)
- (イ) 協力企画(JICA)
- (ウ) 住宅地開発(コンサルタント)
- (エ) 都市インフラ設備/自然条件調査/環境社会配慮(コンサルタント)

イ 現地にて通訳(英語 ベトナム語)をJICAが備上する予定。

ウ 本コンサルタント団員は、第一次調査についてはJICA団員に1週間~10日程度先行して現地調査の開始を予定している。また、第二次調査については、JICA団員と同時期に現地調査を開始することを予定している。